

令和5年第3回（定例会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和5年9月14日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和5年9月14日 9時30分			議長	西 昭 夫	
	散 会	令和5年9月14日 11時53分			議長	西 昭 夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名 欠員 1名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	大倉 博	○	7	由本好史	○	
	4	欠 員		8	西 昭夫	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	税 住 民 長 課	石原千明	○	
	参事兼総務 財政課長 事務取扱	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政課 担当課長	森本貴代	○	商工観光 課 長	石川久仁洋	○	
	会計管理者	増田紀子	○	建設産業 課 長	福島 学	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	企画調整 課 長	草水英行	○	人権啓発 課 長	吉田和秀	○	
	議会事務局 長	穂森美枝	○	議会事務局 主 査	井上卓弥	○	
会 議 録 署名議員	5 番	坂 本 英 人		6 番	田 中 良 三		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和5年第3回笠置町議会会議録

令和5年9月14日～令和5年10月5日 会期22日間

議 事 日 程 (第1号)

令和5年9月14日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第41号 笠置町過疎地域持続的発展基金条例制定の件
- 第5 議案第42号 笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件
- 第6 議案第43号 令和5年度笠置町一般会計補正予算(第2号)の件
- 第7 議案第44号 令和5年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件
- 第8 議案第45号 令和5年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第1号)の件
- 第9 報告第5号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の修正の件
- 第10 報告第6号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- 第11 認定第1号 令和4年度笠置町一般会計決算認定の件
- 第12 認定第2号 令和4年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件
- 第13 認定第3号 令和4年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件
- 第14 認定第4号 令和4年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件
- 第15 認定第5号 令和4年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件

開 会 午前9時30分

議長（西 昭夫君） 皆さん、おはようございます。

今年の夏は酷暑日が続き、例年にない暑さが続きました。ようやく朝夕には少し涼しさを感じるようになりましたが、体調管理に御留意くださいますよう、申し添えます。

本日、ここに令和5年9月第3回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提案されます各議案につきまして、慎重に御審議をいただきますとともに、町長はじめ職員におかれましては、適正かつ明確な答弁をするよう御留意いただき、議会運営がスムーズに進みますよう、皆様の御協力をお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） ただいまから令和5年9月第3回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（西 昭夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番坂本英人議員及び6番田中良三議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

議長（西 昭夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月5日までの22日間としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。会期は本日から10月5日までの22日間に決定しました。

議長（西 昭夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る7月20日、京都市内において、京都府町村議会議長会主催の令和5年度京都府町村議会議員研修会が開催され、議員の皆様と共に出席をいたしました。議員としての資質のさ

らなる向上と情報収集を図るため、2名の講師による講演を拝聴いたしました。

7月28日、伊賀城和定住自立圏構成市町村の伊賀市、山添村、南山城山村及び笠置町の正副議会議長による意見交換会が伊賀市で行われ、由本副議長と共に出席いたしました。各市町村が抱える課題について意見交換を行いました。

8月7日、精華町役場におきまして、相楽地域町村議会議員研修会が開催され、議員の皆様と共に出席をいたしました。精華町、和束町、南山城村の議員の皆様と共に、京都府立大学の中村佐織教授による「ハラスメント問題の予防と解決に向けた議員力 コミュニケーションを活用して」と題した講義を受けました。

8月25日、京都府町村議会議長会による、令和5年度府政懇談会が開催され出席いたしました。京都府知事をはじめ副知事、府幹部の出席の下、各町村議会から要望を行いました。笠置町議会からは、国道163号線の歩道整備など、安全対策の構築に向けてと府道等において、強靱で広域的な道路の整備もしくは迂回路の整備など、防災道路を確保できるように対策を講じていただくよう、文書にて要望いたしました。

9月3日、亀岡市において、令和5年度京都府総合防災訓練が開催され、出席いたしました。地域の防災力を向上させるため、情報収集や伝達訓練等が行われました。

これに伴いまして、議会会議規則第129条の規定により議員派遣を行いました。

以上、議会報告といたします。

議会運営上、今定例会におきまして不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査し、善処いたします。

次に、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。町長。

町長（中 淳志君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和5年第3回笠置町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年の夏は長く猛暑日が続きましたが、朝夕にはようやく秋の気配が見られるようになりました。9月9日には秋晴れの下、笠置中学校の体育大会が挙行され、練習の成果を思う存分発揮する姿を見て、エールを送ってまいりました。

それでは、町政の状況について御報告させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症に関連した事項ですが、5月8日に感染症法上の分類が5類に移行されてから、マスクの着用は個人の判断となるなど、対策は一律ではなくなり、人の往来など、活動も活発になっています。

7月2日には、笠置いこいの館で、ワクチンの集団接種を実施しましたが、京都府での定点医療機関当たりの7月10日から16日の1週間の感染者数が10人を超え、その後も増加傾向となり、8月28日から9月8日までの感染者数は16.53人となりました。ただいまのところ、町内の感染者数の把握はできませんが、周辺でも感染者数は増加していると体感しております。予防接種の効果もあってか重症化の患者数は減少しておりますが、インフルエンザの感染が増加していることもあり、それぞれが感染対策を取っていただきますようお願い申し上げます。

続いて、これからのイベントについて御報告いたします。

11月に、笠置もみじまつりとして1日から1か月間、恒例のライトアップを実施いたします。また、来年1月28日には、仮称となっておりますが、2024・食の祭典「KASAGI鍋フェスタ」を実施する予定でございます。本格的なイベントは、令和元年12月の第10回鍋フェスタ以降、久しぶりの事業実施でございまして、皆様方の御協力なくしては進まないものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

最後に、相楽東部広域連合の報告をいたします。

6月29日に、前和東町長の堀町長が不慮の事故によって御逝去され、平沼村長に職務代理を務めていただいておりますが、9月12日に連合長選挙を実施し、連合長に南山城村の平沼村長が選任されました。連合としての課題も山積しておりますが、今後も引き続いて3町村連携を取り進めてまいりますので、議員の皆様方の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今回、本定例会に御提案申し上げます案件は、報告2件、決算認定5件、議事案件は補正予算3件を含む5件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。行政報告といたします。

議長（西 昭夫君） これで諸般の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第4、議案第41号、笠置町過疎地域持続的発展基金条例制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を認めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第41号、笠置町過疎地域持続的発展基金条例制定の件について、提案理由を申し上げます。

令和3年度に策定いたしました笠置町過疎地域持続的発展計画に定める事業を実施するた

めの財源として基金を積み立てることとして、条例を制定するものです。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（森本貴代君） それでは、議案第41号、笠置町過疎地域持続的発展基金条例制定の件について説明させていただきます。

この基金は、過疎計画持続的発展計画に定める事業のうち、主に特別事業、いわゆるソフト事業として計画するものの経費に充当するために設置したいと考えておりまして、基金を積み立てる財源としましては、過疎対策事業債のソフト事業分の発行を予定しております。

それでは、2枚目を御覧ください。

第1条では、この基金を設置する目的について定めております。

笠置町過疎地域持続的発展計画に定めております交通手段の確保、地域医療の確保、集落維持及び活性化などの事業の経費に充当するため、設置するとしています。

第2条では、積立額について、予算で定める額としています。

第3条では、基金に属する現金の管理方法について定めています。

第4条では、運用収益については、予算に計上し、基金に編入することと規定しています。

第5条と第6条では、基金の処分、繰替運用について、第7条では、委任事項について定めています。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 本案につきましては、本日は提案理由の説明にとどめます。

議長（西 昭夫君） 日程第5、議案第42号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第42号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件について、提案理由を御説明申し上げます。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

施行日は公布の日からでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、議案第42号、笠置町特定教育・保育施設及び特定

地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件について説明をさせていただきます。

今回の一部改正につきましては、町長の提案理由にもありましたとおり、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

新旧対照表で説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第11項が繰り上げられることに伴い、同項の規定を引用しております第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改めるものでございます。

よろしくをお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 本案につきましても、本日は提案理由の説明にとどめます。

議長（西 昭夫君） 日程第6、議案第43号、令和5年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第43号、令和5年度笠置町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額16億2,504万7,000円に、歳入歳出それぞれ2,589万円を追加し、合計を16億5,093万7,000円とするものでございます。

主な内容は、物価高騰として住民1人当たり5,000円の地域振興券を配布する事業に702万7,000円、ワクチン接種事業に432万8,000円などを計上しております。財源は新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金やワクチン接種体制確保補助金など、国庫支出金で1,143万6,000円、町債で500万円を充当しております。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第43号、令和5年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件につきまして説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、先ほど町長からの提案理由にありましたように、

2, 589万円を追加いたしまして、総額を16億5,093万7,000円とするものでございます。

それでは、内容につきまして説明させていただきます。

まず、8ページ、歳入から説明させていただきます。

1款町税につきましては、固定資産税におきまして、土地、家屋、償却資産それぞれ現年度分を増額となっております。156万2,000を増額しております。また、軽自動車税におきましては、種別割の現年度分を16万1,000の増額としております。

15款国庫支出金でございます。まず、第1項国庫負担金におきましては、新型コロナワクチンの接種対策国庫負担金と、また、障害者自立支援医療給付事業といたしまして265万3,000円を、2項国庫補助金では、総務マイナンバーカードに関する事務補助金、また、新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金といたしまして566万7,000円が総務費国庫補助金、国庫負担金と同じく新型コロナワクチンのこちらは接種体制の確保対策事業といたしまして311万6,000円で、合計878万3,000円を計上いたしましたものでございます。

16款府支出金につきましては、国庫負担金にありました障害者自立支援医療給付事業の府負担分といたしまして72万2,000円を計上しております。

1つ飛ばしまして、諸収入でございます。マイナンバーカードの再交付手数料で5,000円の計上。

22款町債といたしましては、条例の提案をさせていただきました過疎地域持続的発展基金の事業に積み立てるものといたしまして500万円の計上、土木債におきましては、過疎対策事業債から公営住宅建設事業債に切り替える振替を行ったものでございます。

20款の繰越金につきまして、財源不足の補填のための700万4,000円を計上したものでございます。

それでは、10ページ、歳出のほうの説明で、総務財政課所管のもの説明をさせていただきます。

10ページ、2款総務費、1項総務管理費のうち、2段目、財政管理費でございます。こちらは基金管理事業といたしまして、過疎地域持続的発展基金の積立てを行うために500万円を計上したもので、歳入でも説明いたしました地方債を財源としております。

続きまして、5目財産管理費でございます。庁舎管理事業といたしまして40万7,000円を計上しております。こちらにつきましては、当初予算におきまして第2庁舎

の電灯のLED化を計上しておりましたが、実施に当たりまして再度、業者のほうに確認していただいたところ、機器の増額、部品の増額、また、設置箇所、交換箇所の増加によりまして、追加で40万7,000を計上いたしております。

続いての公用車管理事業でございます。備品購入費といたしまして9万4,000円を計上しております。こちらは令和5年12月から実施されます事業所の公用車に係るアルコールチェックの機器等の計上分でございます。

6目企画費、新型コロナウイルス感染対策事業といたしまして、物価高騰等対策事業に702万7,000円を計上しております。住民お1人当たり5,000円の地域振興券、町内の事業所で使用いただける地域振興券を配布する事業といたしまして、振興券の換金分、また、事務費等の計上となっておりますのでございます。

総務財政課の所管いたすものにつきましては、以上となります。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 税住民課が所管いたします予算について御説明させていただきます。

11ページを御覧ください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、11節役務費におきまして5,000円を計上いたしております。こちらに関しましては、マイナンバーカード交付事業といたしまして、マイナンバーの再交付手数料1,000円分の5名を見込んでおります。以上です。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、保健福祉課が所管いたします歳出予算について説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で324万1,000円を計上させていただきます。

まず、福祉医療事業で、子育て支援医療費助成事業で30万5,000円を計上させていただいております。これにつきましては、子育て支援医療助成事業、京都府制度分の拡充に関わるシステム改修負担金として5万4,640円、また、児童医療の支給町制度分について令和6年4月診療分から京都府内の病院等で受診された場合、窓口負担ゼロとするためのシステム改修として25万円、合わせて30万5,000円を計上させていただいております。

す。未熟児養育医療費助成事業につきましては、令和4年度確定分による国庫支出金の返還でございます。

それから、障害者自立支援給付事業でございます。障害認定区分主治医意見書作成手数料で1万1,000円、それから、障害程度区分認定調査委託料として8,000円を計上、合わせて1万9,000円を計上させていただいております。現予算が3人分で、新規作成が現在3人分というところで、新規があった場合に速やかに対応することが必要となるため、予算を計上させていただいております。

それから、障害者自立支援医療費給付事業で289万円を計上させていただいております。これにつきましては、1件288万円を超える給付費の請求が見込まれることから、補正で計上させていただいております。

続いて、4目老人福祉費でございます。福祉医療事業で1万3,000円を計上させていただいております。これは令和4年度補助金の確定に伴う返還でございます。

下段、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費です。

12ページを御覧ください。

令和5年度の秋開始接種に伴います、それに関わる費用として432万8,000円を計上させていただいております。笠置町におきましては、現在11月19日に集団接種を予定しております。

今後のスケジュールでございますけれども、65歳以上の追加接種対象者の方には予算成立後の10月初旬には個別通知をさせていただきます。また、全住民宛てには10月号のお知らせ版でお知らせをさせていただきます。また、この11月19日の集団接種で都合が悪い方につきましては、11月20日以降、個別で伊左治医院等での対応をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 商工観光課が所管します歳出について説明をいたします。

10ページを御覧ください。

上段2款総務費、総務管理費、一般管理費、交通公共事業、循環バス運営事業で20万2,000円の補正でございます。

内容につきましては、需用費、消耗品費で循環バスのタイヤ代として15万円を、役務費手数料でその交換に関わる諸費用に1万9,000円を計上しております。また、備品購入費として3万3,000円の計上でございます。また、道路交通法の施行規則の一部が改正され、

アルコール検知器使用義務化規定の施行に伴い、循環バス運転手に貸与する検知器を購入するものでございます。

次に、13ページをお願いします。

上段、6款商工費、観光費、職員人件費、時間外勤務手当に46万8,000円の補正で
ございます。

内容につきましては、いこいの館再建に関わる業務の増加と、これからの観光イベントの
準備業務等に関わる時間外手当に不足が見込まれますので、補正するものでございます。

以上、商工観光課が所管します歳出予算の説明を終わります。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。

建設産業課が所管します歳出予算につきまして御説明させていただきます。

12ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、27節繰出金において、簡易水道特別会
計繰出金で392万5,000円を計上させていただいております。

内容につきましては、職員人事異動等に伴う人件費等に関わるものでございます。

同じく12ページ、下の段をお願いいたします。

5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費でございます。24節積立金で森林環境
基金積立金で74万8,000円を計上させていただいております。令和4年度森林環境譲
与税の譲与額の確定に伴う差額分の積立てでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 本案につきましても、本日は提案理由の説明にとどめます。

議長（西 昭夫君） 日程第7、議案第44号、令和5年度笠置町国民健康保険特別会計補正
予算（第1号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第44号、令和5年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第
1号）の件について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出総額2億1,430万6,000円に、歳入歳出それぞれ13万
4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,444万円とするものです。
提案内容は、システム改修等に係る経費の計上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。失礼いたしました。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 議案第44号、令和5年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件につきまして御説明させていただきます。

歳出から説明させていただきます。

8ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料で13万円を計上しております。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律が、令和5年5月に公布されたことに伴う国保システムの改修経費です。

13節使用料及び賃借料で4,000円を計上しております。当初計上しておりましたライセンス使用料の概算見積りが確定したことによる不足分を計上しております。

次に、歳入の説明に移ります。

7ページを御覧ください。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金におきまして4,000円を計上しております。マイナンバーカードを保険証として利用していただくための啓発費用分でございます。

4款府支出金、1項府補助金、1目府補助金、1節保険給付費等交付金で13万円を計上させていただきます。先ほど歳出で説明いたしましたシステム改修費の財源充当分でございます。

以上で説明を終わります。

議長（西 昭夫君） 本案につきましても、本日は提案理由の説明にとどめます。

議長（西 昭夫君） 日程第8、議案第45号、令和5年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

議案第45号、令和5年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額5,942万円に歳入歳出それぞれ392万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,334万5,000円とするものでございます。

主な内容は人事異動に伴う職員人件費の増額等によるものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） それでは、議案第45号、令和5年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件につきまして御説明させていただきます。

まず、歳入について御説明させていただきますので、7ページをお願いいたします。

4款繰入金では、一般会計繰入金において392万5,000円をお願いさせていただいております。

内容につきましては、人事異動等に伴う人件費財源充当分として計上させていただいております。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

8ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費におきましては、人事異動に伴う人件費関係で318万円を計上しております。

次に、2款衛生費、1項上水道費、1目簡易水道施設費で74万5,000円を計上させていただいており、内容につきましては、令和6年4月からの地方公営企業会計への移行に伴う事務作業補助で、会計年度任用職員の雇用に68万6,000円、それに伴う会計年度任用職員の旅費費用弁償として5万9,000円でございます。

以上、歳出総額合計392万5,000円を計上させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 本案につきましても、本日は提案理由の説明にとどめます。

ここで休憩をします。

休 憩 午前10時09分

再 開 午前10時24分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（西 昭夫君） 日程第9、報告第5号、令和3年度決算に基づく健全化判断比率の修正の件について報告を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 報告第5号、令和3年度決算に基づく健全化判断比率の修正の件について、提案理由を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率のうち、将来負担比率について修正し、監査委員の審査に付しましたので、意見書をつけて報告するものです。

以上、報告いたします。

議長（西 昭夫君） 本件について詳細説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

報告第5号、令和3年度決算に基づく健全化判断比率の修正につきまして詳細な説明をさせていただきます。

本件につきましては、令和4年第3回笠置町議会定例会において認定いただきました令和3年度笠置町決算に基づく健全化判断比率につきまして、算定の誤りがございましたので、それを修正し、監査委員の審査に付させていただきました。その意見書を付して報告するものでございます。

修正の箇所でございます。

健全化判断比率のうち、将来負担比率につきまして1.4としていたものがゼロ%以下となるため、「-」の表示となるものでございます。

修正の原因といたしましては、算定に用います退職手当の負担見込額を過剰に計上していたという算定誤りがあったため、適正な負担見込額で再度算定いたしました結果、数値が減少したものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 監査委員の報告を求めます。坂本英人議会選出監査委員。

監査委員（坂本英人君） 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の修正に係る再審査意見書について、御報告をさせていただきます。

まず先に、令和5年8月31日に仲北代表監査委員と合議の下、笠置町長に対し、令和3年度決算に基づく健全化判断比率の修正に係る再審査意見書、令和4年度笠置町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書、そして、令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の提出をしておりますことを申し添えます。

さて、令和3年度決算に基づく健全化判断比率において再審査を要する理由としては、将来負担比率の算定に用いる将来負担額のうち、退職手当負担見込額が修正され、将来負担額が減少したため、1.4%からゼロ%以下である「-」に表記修正されたためです。

再審査に付された修正後の健全化判断比率を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して

作成され、適正に作成されているものと認められました。

なお、赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率については修正はありませんでした。

将来負担比率が修正されたことにより、令和元年度から連続してゼロ%以下で推移しているところではあります。

今後においても将来の財政負担を考慮した行政運営を行い、さらなる財政の健全化に努められることを求めます。以上です。

議長（西 昭夫君） これで報告第5号を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第10、報告第6号、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件について報告を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 報告第6号、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件について、提案理由を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく財政健全化判断比率と公営企業の資金不足比率について、監査委員の審査に付しましたので、意見書をつけて報告するものでございます。

以上、報告いたします。

議長（西 昭夫君） 監査委員の意見の報告を求めます。

坂本英人議会選出監査委員。

監査委員（坂本英人君） 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について、御報告させていただきます。

審査の概要ですが、町長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施いたしました。

審査の結果ですが、総合意見としまして、審査に付された各種比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められました。

まず、実質公債費比率とは、当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を指すものですが、本年度の実質公債費比率は前年度と比較して0.8ポイント増加しております。この実質公債費比率は3か年平均値で求められており、単年度の同比率は令和2年度が5.51%、令和3年度は5.29%、令和

4年度は6.94%としており、単年度比率においてもポイントが増加しております。

これは、実質公債費比率を算出する際の分子に当たる地方債の元利償還金が、平成30年度に発行した笠置山線道路改良事業に伴う公共事業等債及び過疎対策事業債等の元金償還の開始により増加したことが要因の1つです。しかし、分母である標準財政規模、これは1年間で収入できると見込まれる、用途が限定されない財源となる一般財源を示しており、そのうちの臨時財政対策債発行可能額が減少しことで標準財政規模が縮小したことが大きな要因と考えられます。

臨時財政対策債とは、地方自治体が標準的な行政サービスを行うための歳出に対して財源不足がある場合、普通交付税とともに特例的な措置として発行される地方債です。その意味合いだけを取れば、前年度以上に需要に対する財源を賄っているように見えます。しかし、過去5年を相対的に見ると普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額の合計額は、新型コロナウイルスによる影響を色濃く受けた令和3年度を除くと、おおむね右肩上がり増加しております。

全ての比率に影響を及ぼす標準財政規模は、国の動向や当町の財政状況により変動し、数年後の状況を確実に見込めないところもありますが、実質公債費比率については現在の借入れ状況から今後も増加傾向で推移するものと推測されるため、財政状況を鑑みた上で適宜繰上償還の実施を検討され、引き続き公債費の適正化に努めてください。

次に、令和4年度の資金不足比率審査意見書についてです。

審査の概要ですが、町長から提出された資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施いたしました。

審査の結果としまして、総合意見については審査に付された資金不足比率及び算定その基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められました。

令和4年度の資金不足比率は前年度と同様にゼロ%以下となっており、是正改善を要する事項については特にありません。以上です。

議長（西 昭夫君） これで報告第6号を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第11、認定第1号、令和4年度笠置町一般会計決算認定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 認定第1号、令和4年度笠置町一般会計決算認定の件について、提案理

由を申し上げます。

令和4年度笠置町一般会計については、歳入総額15億7,924万6,216円、歳出総額14億8,967万4,804円、歳入歳出差引額8,957万1,412円、明許繰越として翌年度に繰り越すべき財源573万5,000円、実質収支額8,383万6,412円、地方自治法第233条の2の規定により、基金に積み立てる額5,000万円となっております。

主な事業としては、議会費では、執行部側へのマイクの増設、モニターの設置等、議場音響等システム改修事業を、総務費では、住民の方へ地方振興券及びギフトカードを配布した物価高騰等対策事業や京都セキュリティクラウドへの移行に伴うシステム改修及び構築など、システム管理事業等、民生費では、笠置の将来を担う子供たちへの給付金を交付した笠置未来っ子応援対策事業や低所得の子育て世帯に対する生活支援給付金事業、高齢者や障害のある方に対する福祉事業などを、衛生費では、合併浄化槽推進事業や住民の健康づくり事業や新型コロナウイルスワクチン接種事業を、農林水産業費では、森林整備事業や林道維持事業を、商工費ではフォトコンテストや桜保全などの観光事業や商工事業を実施、土木費では、長寿命化計画に基づき橋梁の維持修繕や交通安全対策としての道路維持事業、町営住宅のバリアフリー工事などを実施、消防費は、常備消防である相楽中部消防組合への負担金をはじめ、消防団活動に対する事業費を支出しております。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（増田紀子君） それでは、令和4年度一般会計歳入歳出決算について、概要説明をさせていただきます。

これ以降、本日の全会計の説明に当たりまして、歳入につきましては、款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の数値を読み上げることで、説明に代えさせていただきます。その際、不納欠損額及び収入未済額の欄の数値がゼロの場合は割愛させていただきます。

また、歳出につきましても、款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の数値を読み上げることで、説明に代えさせていただきます。その際も、翌年度繰越額の欄の数値がゼロの場合は割愛させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、歳入から説明させていただきますので、決算書の1ページを御覧ください。

なお、参考資料は2ページから4ページとなっております。

町税1億4,863万3,000円、1億6,563万3,028円、1億6,011万3,504円、6万4,523円、545万5,001円。

地方譲与税944万8,000円、調定額、収入済額ともに1,022万7,000円。

利子割交付金9万5,000円、調定額、収入済額ともに5万2,000円。

配当割交付金83万4,000円、調定額、収入済額ともに103万3,000円。

株式等譲渡所得割交付金119万9,000円、調定額、収入済額ともに71万1,000円。

法人事業税交付金122万1,000円、調定額、収入済額ともに223万4,000円。

地方消費税交付金2,908万4,000円、調定額、収入済額ともに2,726万9,000円。

ゴルフ場利用税交付金3,249万8,000円、調定額、収入済額ともに3,456万1,205円。

自動車取得税交付金1,000円、調定額、収入済額ともに2万5,939円。

環境性能割交付金127万3,000円、調定額、収入済額ともに123万3,000円。

地方特例交付金62万5,000円、調定額、収入済額ともに31万5,000円。

地方交付税8億9,777万7,000円、調定額、収入済額ともに8億9,084万7,000円。

分担金及び負担金115万3,000円、調定額、収入済額ともに90万4,400円。

続いて、3ページを御覧ください。

使用料及び手数料1,478万3,000円、1,931万3,852円、1,378万9,646円、552万4,206円。

国庫支出金1億9,602万5,000円、調定額、収入済額ともに1億4,624万9,188円。

府支出金6,513万6,000円、調定額、収入済額ともに5,742万3,419円。

財産収入258万3,000円、調定額、収入済額ともに274万7,334円。

寄附金390万円、調定額、収入済額ともに230万5,000円。

繰入金2,786万1,000円、調定額、収入済額ともに2,287万4,721円。

繰越金6,119万5,000円、調定額、収入済額ともに5,202万4,232円。

諸収入1億349万5,000円、調定額、収入済額ともに1億1,032万

4, 628円。

町債6, 328万2, 000円、調定額、収入済額ともに4, 198万2, 000円。

歳入合計は16億6, 210万1, 000円、15億9, 028万9, 946円、15億7, 924万6, 216円、6万4, 523円、1, 097万9, 207円となります。

続いて、歳出の説明に移らせていただきます。

5ページを御覧ください。

参考資料は4ページとなります。

議会費6, 418万8, 000円、6, 100万7, 489円、318万511円。

総務費5億2, 721万4, 300円、4億7, 390万5, 237円、1, 261万9, 000円、4, 069万63円。

民生費3億8, 794万1, 000円、3億5, 098万6, 533円、3, 695万4, 467円。

衛生費1億4, 660万6, 000円、1億3, 826万6, 549円、17万円、816万9, 451円。

農林水産業費2, 766万4, 000円、2, 667万4, 519円、98万9, 481円。

商工費7, 238万3, 000円、6, 905万8, 163円、332万4, 837円。

土木費1億6, 944万1, 000円、1億1, 419万4, 201円、2, 868万7, 000円、2, 655万9, 799円。

消防費5, 738万8, 000円、5, 603万8, 878円、134万9, 122円。

教育費6, 796万9, 000円、6, 081万2, 929円、715万6, 071円。

続いて、7ページを御覧ください。

公債費1億3, 829万7, 753円、1億3, 829万7, 610円、143円。

諸支出金、予算現額、不用額ともに1, 000円。

災害復旧費220万5, 000円、43万2, 696円、177万2, 304円。

予備費、予算現額、不用額ともに80万2, 947円。

歳出合計は16億6, 210万1, 000円、14億8, 967万4, 804円、4, 147万6, 000円、1億3, 095万196円となります。

続いて、111ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額が15億7,924万6,216円、歳出総額が14億8,967万4,804円、歳入歳出差引額は8,957万1,412円、うち翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額573万5,000円です。それを差し引きしますと、実質収支額は8,383万6,412円となります。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は5,000万円としております。

112ページ以降は財産に関する調書、117ページは地方消費税交付金のうち社会保障の財源となる経費1,507万6,000円の充当先を記載しています。

以上で一般会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 決算審査の報告を求めます。坂本英人議会選出監査委員。

監査委員（坂本英人君） それでは、提出いたしました令和4年度笠置町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書について御報告させていただきます。

さて、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和4年度笠置町一般会計及び特別会計歳入歳出決算についてですが、審査対象としまして、令和4年度笠置町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類をはじめ、笠置町国民健康保険特別会計を含む計4特別会計の歳入歳出決算及び関係帳簿証書類、そして、その他関係帳簿及び台帳を審査いたしました。

決算審査実施日といたしましては、令和5年8月3日、4日、そして、9日の計3日間とし、町長、関係所属長並びにその課員、そして、総務財政課会計管理者に出席をしていただきました。

その総括意見といたしましては、令和4年度笠置町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び決算書附属書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認し、各種帳簿、証書類及び各課等から提示された関係書類と照合いたしました。

併せて、予算の執行状況及び決算の内容について、関係職員から説明を聴取し、審査した結果、決算書、出納簿、歳入簿、出納証書類において整理され、会計処理上、おおむね適正なものであったと認められます。

本町決算審査においては、定期監査と同様、履行した業務審査のみならず、その事業の有効性や効率性等を監査することとしており、これまでも定期監査を実施した後、監査報告書を通じて監査委員としての様々な意見等を発信していることから、以前に指摘した事項に対する業務改善の是非についても併せて審査いたしました。

まず初めに、毎年度の決算審査で状況を伺っている私債権の問題について、担当課におい

では日々徴収事務に尽力され、昨年度以上の徴収実績があった旨の報告を受けています。大変な苦勞があることは重々承知しているものの、依然として過年度における滞納がいまだに残り続けている現状があります。現在、債権管理条例の策定に向けたパブリックコメントの聴取をする段階であるとのことでしたが、使用料等の納付は使用者の義務として必然的な側面を有していることから、一定の条件の下で支払い義務を免除する本条例制定に伴い実施するパブリックコメントの必要性については、十分な庁内協議の上、公平性が損なわれることのないよう進めていただきたい。

次に、笠置いこいの館については、毎年多額の費用を投じて施設を維持してきている経過があります。これは、再開に向けた投資であり、必要経費であることは想像に難くありませんが、再開に至るまでの期間における施設の利活用については十二分に検討してください。担当課においては、経費削減を念頭に置かれておりますが、最たる経費削減は一刻も早い営業再開だという認識を持った上で、引き続き取り組んでいただきたい。

次に、職場における勤務関係や人材育成支援についても触れておきます。

まず、時間外勤務については前年度に引き続き注視いたしました。一般会計における前年度の決算額が1,202万1,490円であったのに対し、本年度では875万1,972円となり、326万9,518円の減となっています。過去2年の決算額を振り返って見ても、おおよそ1,100万円前後で推移していることを踏まえると、本年度の数値については改善されていると評価できます。

本来、時間外勤務は業務の繁忙期や突発的な業務の発生等により、期限内の履行や業務の緊急性を求められることなどから、やむを得ず職員が職務に当たらなければならないものとして、所属長が課員に勤務を命令するものです。減少の要因としては、従前は総務財政課で一括した予算措置を行っておりましたが、本年度より各課において時間外勤務に係る予算措置を行ったことで、時間外勤務に対する意識づけや時間外勤務命令簿の取扱いを徹底したとの報告がありました。

しかし、依然として時間外勤務が突出している部署が見受けられます。一部業務見直しを図ったとのことでしたが、マンパワー不足や業務量過多を執行部が認識しているのであれば、職員配置や組織の見直し等により、職員への過重な負担を軽減しつつ、組織体制の適正化・強化に努めていただきたい。時間外勤務が特定の部署に偏重する勤務環境では、職員の健康やワーク・ライフ・バランスに影響を及ぼしかねません。

本件は、長年解決に至らなかった課題ですが、一歩ずつではあるものの改善してきていま

す。総務財政課だけで思案するのではなく、全庁的に意見を出し合った上で適正化に向け、引き続き尽力してください。

また、今回決算審査を進める中で各課の起案を確認してまいりましたが、相対的に仰裁に伴うチェック体制が十分に機能していないのではないかと危惧される点が見受けられました。重大な誤りが仰裁の過程において是正されることなく、決算審査の証書類として提出された事案もありました。職員間でのフォローや職員を育てるという意識を持って仕事に向き合わないことには、決して組織としての向上は見込めません。

現在、年代や役職別に様々な職員研修を実施していると聞いておりますが、研修内容をいかに業務に生かしていくかが肝要です。新規採用職員が入庁した際には、起案や復命書の作成方法等の基本的な研修を実施していただいていると思いますが、職員の資質に直結する問題であることから、改めてこの点については留意していただきたい。

さて、決算審査は、これまでの定期監査の延長線上にあり、定期監査も含め、本決算審査においても様々な意見をその都度付しています。

地方公共団体は、事務処理をするに当たっては、住民の福祉の増進と最少の経費で最大の効果を挙げ、常に組織運営の合理化と規模の適正化を図らなければなりません。我々監査委員は、そのような思いと職責から監査意見を付しているからこそ、いま一度、過去の定期監査報告書にも目通ししていただき、監査意見を自身の業務に照らし合わせ、日常業務に活かしてください。

最後に、行政側が思い描く笠置町の将来像と住民ニーズを実現するため、財政状況や職員体制と照らし合わせながら、目的を見据えて必要な事業を選択され、そこに職員一人一人が笠置町への思いを持った上で主体的に行動することで、組織としての知見が集積されることを忘れず、その成果を次年度予算に反映されることを望み、総括意見といたします。

一般会計に係る審査の結果において、決算数値については先ほど会計管理者が報告された決算書記載の数値のとおりであります。これは、後ほど報告いたします特別会計についても同様でございます。

一般会計における決算審査意見としては、まず、予算額と調定額の差について触れておきます。

決算書の歳入事項には、予算額と調定額、そして、収入済額等の費目が記載されていますが、従前から決算審査において予算額と調定額に大きな差額を生じさせているものが散見されていたため指摘をしていました。歳入の過大評価は歳入欠陥を引き起こすとともに、歳出

に伴わない極端な予算編成となり得ます。前年度においても、執行部側として、今までの徴収実績に基づき、これらの費目を補正予算対応されており、適正な予算編成に取り組んでいただいております。本年度においては一部失念されていた費目もありますが、前年度から引き続き適正な予算編成に努められていることから、一定の評価をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） 本案につきましても、本日は提案理由の説明にとどめます。

議長（西 昭夫君） 日程第12、認定第2号、令和4年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 認定第2号、令和4年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件について、提案理由を申し上げます。

令和4年度笠置町国民健康保険特別会計については、歳入総額2億9,602万3,073円、歳出総額2億5,671万2,080円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに3,931万993円となっております。

保険税の徴収率は93.5%と、昨年度から2.5%増加しております。

御審議いただき、ご審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（増田紀子君） それでは、令和4年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、概要説明をさせていただきます。

まずは歳入から説明いたしますので、決算書の1ページを御覧ください。

なお、参考資料は5ページとなっております。

国民健康保険税2,446万5,000円、2,535万7,976円、2,370万5,816円、27万556円、138万1,604円。

使用料及び手数料1万円、調定額、収入済額ともに1万8,200円。

国庫支出金1,000円。

府支出金1億9,715万1,000円、調定額、収入済額ともに1億9,992万円。

財産収入2,000円、調定額、収入済額ともに1,720円。

繰入金1,265万4,000円、調定額、収入済額ともに1,143万6,256円。

繰越金3,037万円、調定額、収入済額ともに6,052万9,548円。

諸収入10万1,000円、調定額、収入済額ともに41万1,533円。

歳入合計は2億6,475万4,000円、2億9,767万5,233円、2億9,602万3,073円、27万556円、138万1,604円となります。

次に、歳出の説明に移らせていただきますので、3ページを御覧ください。

なお、参考資料は歳入同様5ページとなっております。

総務費209万1,000円、167万1,504円、41万9,496円。

保険給付費1億8,617万2,000円、1億7,871万3,027円、745万8,973円。

国民健康保険事業費納付金4,493万7,000円、4,493万5,554円、1,446円。

保健施設費145万2,000円、133万3,475円、11万8,525円。

基金積立金3,000万2,000円、3,000万1,720円、280円。

諸支出金10万円、5万6,800円、4万3,200円。

歳出合計は2億6,475万4,000円、2億5,671万2,080円、804万1,920円となります。

続いて、19ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額が2億9,602万3,073円、歳出総額が2億5,671万2,080円、歳入歳出差引額は3,931万993円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は3,931万993円となります。

以上で国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 決算審査の報告を求めます。坂本英人議会選出監査委員。

監査委員（坂本英人君） 国民健康保険特別会計についての決算審査意見を御報告いたします。

本年度の国民健康保険税の収納率は93.5%となり、前年度収納率91%より増となりました。前年度の収納率より増となっていることについては、日頃より徴収業務に尽力され、滞納業務を受け持つ京都地方税機構との連絡調整が十分に図られているものと思われま。また、未収納者が役場に来庁された際に、新たな収納促進の一環として声かけをされていることは、個人情報等には十分配慮が必要ではありますが、一つの対策としては評価をさせていただきます。

相互扶助制度で成り立っている保険制度であることを納税者に理解してもらうことを促し

ながら、今後も引き続き徴収努力をされることを期待いたします。

次に、当町の被保険者の健診受診率は前年度が15.3%であったのに対し、本年度は29.1%であり、13.8ポイント上昇しており、改善が見受けられますが、依然として府の水準である34.4%、国の水準である37.1%には達していません。

今後は受診率を高める施策として、健診費用の無償化等も行おうと伺っています。また、既に個別健診の受診可能機関を町内の医療機関だけではなく、相楽郡及び木津川市の医療機関にまで広域化されていることから、引き続き、広報活動や受診率向上に資する施策の展開を進められることに期待いたします。以上です。

議長（西 昭夫君） 本案につきましても、本日は提案理由の説明にとどめます。

議長（西 昭夫君） 日程第13、認定第3号、令和4年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 認定第3号、令和4年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件について、提案理由を申し上げます。

令和4年度笠置町簡易水道特別会計については、歳入総額6,406万2,329円、歳出総額6,222万7,478円、歳入歳出差引額183万4,851円、翌年度へ繰り越すべき財源8万7,000円、実質収支額は174万7,851円となり、地方自治法第233条の2の規定により、基金に積み立てる額は90万円となっております。

水道使用料の現年度の徴収率は99.9%、滞納分の納付も増加しており、納付意識の向上につながっております。

ご審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（増田紀子君） それでは、令和4年度簡易水道特別会計歳入歳出決算について、概要説明をさせていただきます。

まずは、歳入から説明いたします。

決算書の1ページを御覧ください。

なお、参考資料は6ページとなっております。

分担金及び負担金20万9,000円。

使用料及び手数料2,576万円、2,788万8,698円、2,577万

6, 481円、211万2, 217円。

財産収入1, 000円、調定額、収入済額ともに321円。

繰入金、予算現額、調定額、収入済額ともに2, 962万1, 000円。

繰越金216万4, 000円、調定額、収入済額ともに216万4, 473円。

諸収入1, 000円、調定額、収入済額ともに54円。

企業債1, 560万円、調定額、収入済額ともに650万円。

歳入合計は7, 335万6, 000円、6, 617万4, 546円、6, 406万2, 329円、211万2, 217円となります。

次に、歳出の説明に移らせていただきますので、3ページを御覧ください。

参考資料は歳入と同様6ページとなっております。

総務費1, 181万7, 000円、1, 168万2, 146円、13万4, 854円。

衛生費4, 202万9, 000円、3, 113万2, 102円、898万7, 000円、190万9, 898円。

公債費1, 941万3, 231円、1, 941万3, 230円、1円。

予備費、予算現額、不用額ともに9万6, 769円。

歳出合計は7, 335万6, 000円、6, 222万7, 478円、898万7, 000円、214万1, 522円となります。

続いて、13ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額が6, 406万2, 329円、歳出総額が6, 222万7, 478円、歳入歳出差引額は183万4, 851円、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額8万7, 000円、それを差引きしますと実質収支額は174万7, 851円となります。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は90万円としております。

以上で簡易水道特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 決算審査の報告を求めます。坂本英人議会選出監査委員。

監査委員（坂本英人君） 簡易水道特別会計についての決算審査意見を御報告いたします。

総括意見の内容と重複しますが、依然として滞納繰越しとなっている水道使用料のうち、債務者との折衝が不能になったもの等の処分については債権管理条例の制定等、引き続き検討してください。

一方で、令和6年4月から開始される公営企業会計法適用化に向け、令和4年度から法適

用化移行作業を実施していますが、水道事業は、将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していく役割を担うとともに、水道使用料等で経費を賄う点で企業性を発揮することが求められます。その中で、人口減少等による水道使用料の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等で経営環境が一層厳しさを増すことから、これまで以上に経営基盤の強化と財政マネジメントを図ることが必要と考えられます。そのため、法適用化により、そのスキームや適用プロセスの理解を十分に深め、移行作業を円滑に進めることができるようお願いいたします。

他の自治体と連携した水道技術者の知識の継承や配水管の連結、業務の広域発注による経費削減等、住民から信頼される安定的かつ安心で安全な飲料水供給事業となるよう、これからも尽力してください。以上です。

議長（西 昭夫君） 本案につきましても、本日は提案理由の説明にとどめます。

議長（西 昭夫君） 日程第14、認定第4号、令和4年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 認定第4号、令和4年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件について、提案説明を申し上げます。

令和4年度笠置町介護保険特別会計については、歳入総額3億2,061万2,566円、歳出総額3億258万2,151円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに1,803万415円となっております。

保険給付費が約2億7,000万円と、歳出全体の90%を占めております。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（西 昭夫君） 概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（増田紀子君） それでは、令和4年度介護保険特別会計歳入歳出決算について、概要説明をさせていただきます。

まずは、歳入から説明いたしますので、決算書の1ページを御覧ください。

なお、参考資料は7ページとなっております。

保険料5,391万6,000円、4,944万1,820円、4,920万9,140円、11万3,590円、11万9,090円。

使用料及び手数料5,000円、調定額、収入済額ともに4,200円。

国庫支出金 7, 208万1, 000円、調定額、収入済額ともに8, 408万606円。

支払基金交付金 7, 710万2, 000円、調定額、収入済額ともに7, 384万9, 000円。

府支出金 4, 327万1, 000円、調定額、収入済額ともに4, 036万2, 233円。

財産収入 1, 000円、調定額、収入済額ともに198円。

繰入金 4, 975万5, 000円、調定額、収入済額ともに4, 735万8, 811円。

繰越金 2, 346万2, 000円、調定額、収入済額ともに2, 346万2, 496円。

諸収入 88万7, 000円、調定額、収入済額ともに228万5, 882円。

歳入合計は3億2, 048万円、3億2, 084万5, 246円、3億2, 061万2, 566円、11万3, 590円、11万9, 090円となります。

続いて、歳出の説明に移らせていただきますので、3ページを御覧ください。

参考資料は歳入と同じ7ページとなっております。

総務費 189万7, 000円、172万3, 497円、17万3, 503円。

保険給付費 2億8, 153万円、2億6, 890万4, 865円、1, 262万5, 135円。

地域支援事業費 2, 072万5, 000円、1, 855万6, 726円、216万8, 274円。

公債費ゼロ。

予備費、予算現額、不用額ともに100万円。

諸支出金 968万4, 000円、775万3, 865円、193万135円。

基金積立金 564万4, 000円、564万3, 198円、802円。

歳出合計は3億2, 048万円、3億2, 058万2, 151円、1, 789万7, 849円となります。

次に、23ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額が3億2, 061万2, 566円、歳出総額が3億258万2, 151円、歳入歳出差引額は1, 803万415円です。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は1, 803万415円となります。

以上で介護保険特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 決算審査の報告を求めます。坂本英人議会選出監査委員。

監査委員（坂本英人君） 介護保険特別会計についての決算審査意見を御報告いたします。

介護を取り巻く諸問題は、高齢者が高齢者を介護する家族環境はもとより、介護従事職員の人材不足までもが問題視されています。

当町における介護保険給付費は増え続けており、介護保険制度そのものの不安要素が全域に及んでいる昨今において、いかに安定的な介護施策を打ち出すことができるかが課題となっております。そこには、笠置町としての地域特性を反映した介護予防事業や健康増進事業などが不可欠となりますが、第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき、当該計画の基本理念である「みんなの力で、生涯いきいきと安心して助け合って暮らせるまちの実現」、それに向けて取組を推進してください。以上です。

議長（西 昭夫君） 本案につきましても、本日は提案理由の説明にとどめます。

議長（西 昭夫君） 日程第15、認定第5号、令和4年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 認定第5号、令和4年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件について、提案説明を申し上げます。

令和4年度笠置町後期高齢者医療特別会計については、歳入総額6,793万9,132円、歳出総額6,723万8,473円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに70万659円となっております。

75歳以上の方の医療制度として、後期高齢者医療広域連合での事業実施に対する納付金が主な内容となっております。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（西 昭夫君） 概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（増田紀子君） それでは、令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、概要説明をさせていただきます。

まずは、歳入から説明いたしますので、決算書の1ページを御覧ください。

なお、参考資料は8ページとなっております。

後期高齢者医療保険料2,509万4,000円、2,345万6,891円、2,332万9,039円、3万1,687円、9万6,165円。

使用料及び手数料6,000円、調定額、収入済額ともに2,300円。

繰入金4,441万5,000円、調定額、収入済額ともに4,335万8,407円。

繰越金77万6,000円、調定額、収入済額ともに77万6,310円。

諸収入72万円、調定額、収入済額ともに47万3,076円。

歳入合計は7,101万1,000円、6,806万6,984円、6,793万9,132円、3万1,687円、9万6,165円となります。

続いて、歳出の説明に移らせていただきますので、3ページを御覧ください。

参考資料はそのまま8ページを御覧ください。

総務費25万円、14万4,650円、10万5,350円。

後期高齢者医療広域連合納付金6,828万円、6,516万3,934円、311万6,066円、諸支出金84万8,000円、56万343円、28万7,657円。

保健事業費153万3,000円、136万9,546円、16万3,454円。

予備費、予算現額、不用額ともに10万円。

歳出合計は7,101万1,000円、6,723万8,473円、377万2,527円となっております。

続いて、13ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額が6,793万9,132円、歳出総額が6,723万8,473円、歳入歳出差引額は70万659円です。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は70万659円となります。

以上で後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 決算審査の報告を求めます。坂本英人議会選出監査委員。

監査委員（坂本英人君） 後期高齢者医療特別会計についての決算審査意見を御報告いたします。

後期高齢者医療制度の業務に関しては、広域連合と市町村は後期高齢者医療に関する事務をそれぞれ分担しており、市町村としてはその保険料の徴収を担っております。本年度の保険料収納率は99.5%となり、前年度の収納率99.3%より微増となっております。他の会計同様に、引き続き保険料徴収に尽力してください。

また、後期高齢者医療広域連合による総合的かつ計画的な事務の管理と執行が図られているとは思いますが、75歳以上の高齢者の医療を支える後期高齢者医療制度として単体で考えるのではなく、住民の健康回復・増進事業の促進を図ることとして、国民健康保険制度や

介護保険制度との連携に努め、福祉制度の向上につなげていただきたい。以上であります。

議長（西 昭夫君） 本案につきましても、本日は提案理由の説明にとどめます。

議長（西 昭夫君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は9月28日に午前9時30分から会議を開きますので、御参集願います。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午前11時53分